

○工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について

平成14年10月29日 建情第492号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、
各部局長、各地方部局長あて
農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長

[沿革] 平成21年4月15日建情第82号、22年3月26日第1119号、28年2月25日建管第2562号、
31年4月4日建管第54号改正

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)の一部改正に伴い、工事及び委託業務に係る財務規則第155条に規定する最低価格の入札者を落札者とし不在の場合(以下「低入札価格調査制度」という。)及び第156条に規定する最低制限価格を設ける契約(以下「最低制限価格制度」という。)の事務手続を定め、平成14年11月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約から適用することとしたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」(平成6年3月2日付け管理第1889号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達)は廃止します。

記

第1 目的

契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を図るため、道が発注する工事の請負の契約及び工事に係る設計、測量、地質調査等(以下「委託業務」という。)の契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続を定める。

第2 対象工事等

対象工事及び対象委託業務は、審査担当部長(農政部長、水産林務部長又は建設部長をいう。以下同じ。)が別に定める。

第3 低入札価格調査制度

1 調査基準価格の設定

(1) 支出負担行為担当者は、財務規則第155条第1項及び同運用方針(昭和45年4月1日付け局総第230号総務部長、副出納長通達「北海道財務規則の運用について(依命通達)」)の規定により審査担当部長が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で調査基準価格を設定するものとする。

ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲

イ 委託業務(測量、地質調査及び道路清掃を除く。)については、予定価格の10分の6から10分の8の範囲

ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲

エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲

オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲

(2) 支出負担行為担当者は、対象工事に係る請負契約及び対象委託業務の契約を競争入札に付そうとするときは、調査基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

2 入札参加者への周知

支出負担行為担当者は、調査基準価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、調査基準価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 調査基準価格を設定していること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

3 調査の実施

- (1) 支出負担行為担当者は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者について、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査するものとする。
- (2) 部局長（教育長及び警察本部長を除く。以下同じ。）である支出負担行為担当者は、(1)の調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、別に定める申請書を主管部長（教育委員会及び公安委員会の管理に属する機関の長である部局長にあつては、教育長又は警察本部長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (3) 主管部長は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を十分審議して承認又は不承認の決定をし、支出負担行為担当者にその旨を通知するものとする。
なお、この場合の決定は、知事の承認又は不承認の決定とみなす。
- (4) 支出負担行為担当者は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき（部局長である支出負担行為担当者にあつては、(3)の承認があつたとき）は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低価格の入札者を落札者とするものとする。

第4 最低制限価格制度

1 最低制限価格の設定等

- (1) 支出負担行為担当者は、財務規則第156条第1項及び同運用方針の規定により審査担当部長が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で最低制限価格を設定するものとする。
 - ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲
 - イ 委託業務（測量、地質調査及び道路清掃を除く。）については、予定価格の10分の6から10分の8の範囲
 - ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲
 - エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲
 - オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲
- (2) 支出負担行為担当者は、特に(1)により難いと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、事前に当該工事又は委託業務に関する事務を所管する審査担当部長（主管部長経由）に申請し承認を求めるものとする。
- (3) 審査担当部長は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を十分審議して承認又は不承認の決定をし、支出負担行為担当者にその旨を通知するものとする。
- (4) 審査担当部長が承認の決定をした最低制限価格は、知事が定めたものとみなす。

2 入札参加者への周知

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、最低制限価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とな

らないこと。

第5 その他

この通達に係る事務処理については、審査担当部長が別に定めるものとする。

なお、平成14年10月31日以前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約に係るものについては、従前の例による。